

## ○福島町議会議会広報広聴要綱

(目的)

第1条 福島町議会基本条例に基づき、町民と議会・議員の情報共有による協働のまちづくりを目指し、「議会だより」「議会ホームページ」「町民と議員との懇談会」「議会白書」等の広報広聴活動の充実を図ることを趣旨とし、必要な事項を定めることを目的とする。

(広報広聴活動基本方針)

第2条 広報広聴活動として、町民の意見・情報を集約し、個人情報を除く、全ての議会活動情報を町民に周知することを基本方針とする。

(議会だより編集方針)

第3条 議会だよりの編集方針は、次のとおりとする。

- (1) 町民が読むことを念頭に、議会活動を住民目線で分かりやすく整理・選択して発信する。
- (2) 議事については、議決に至る経過を示し、課題・施策、多様な意見・論点を整理編集する。
- (3) 町民の関心に応える紙面づくりに努め、構成、タイトル、写真・図表等を活用し、読みやすいレイアウトの工夫をする。

(議会だより掲載事項)

第4条 議会だよりの基本的掲載事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例会：議案審議、一般質問、審議結果(議員賛否)
- (2) 常任委員会等：所管調査レポート、特別委員会
- (3) 会議等出席状況、議会の主な会議予定
- (4) 文書質問
- (5) 町民の声、議員の雑感、編集後記
- (6) 6月発行号掲載事項：新年度予算審査特別委員会、議会費の使い方、議会評価、議員評価・活動目標
- (7) 12月発行号掲載事項：決算審査特別委員会、行政事務事業評価、議会費(議長交際費)の使われ方、議会諮問会議答申、議会構成紹介・正副議長就任挨拶(改選後)
- (8) 開催に応じて掲載する事項：行政視察報告書、町民と議員の懇談会
- (9) その他、必要と認めた事項
- (10) 特に必要な事項については、速報版を発行する。

(議会だより発行・配付)

第5条 議会だよりの発行は、一定期間で再開する本会議の都度発行するものとする。

- 2 基本的な発行日は、6月1日、9月1日、12月1日、2月1日とする。
- 3 会議等の開催状況に応じて、発行期日の変更は可能とする。
- 4 速報版については、議会の承認を得た後、速やかに発行する。

(議会ホームページ編集方針)

第6条 議会ホームページの編集方針は、次のとおりとする。

- (1) 町民に周知すべき、議会活動の基本的な資料・情報を全て発信する。

(2) 新たな情報は、迅速に更新する。

(議会ホームページ掲載事項)

第7条 議会ホームページの掲載事項の構成は、次のとおりとする。

- (1) 議会の構成
    - ① 議長の挨拶
    - ② 議会構成
    - ③ 歴代議員等
  - (2) 議会改革の取組
    - ① 開かれた議会づくりの足どり(平成11～21年度)
    - ② 開かれた議会づくりの足どり(平成22年度～)
    - ③ 議会白書(平成22年度版～)
    - ④ 議会の評価：導入背景(平成22年度版～)
    - ⑤ 議員の自己評価：導入目的(平成22年度～)
    - ⑥ 政務活動費の活用状況
    - ⑦ 選挙公報(平成15年8月発行～)
    - ⑧ 議員研修会・勉強会開催状況
  - (3) 会議資料・映像
    - ① 通年議会
      - ・ 日程、議案、採決結果、動画(映像配信)
      - ・ 会議録
      - ・ 添付資料：議事日程、議案、諸般の報告、行政報告、一般質問通告書、一般質問等答弁事項進捗状況調査報告書
    - ② 全員協議会
    - ③ 常任委員会：総務教育、経済福祉、広報・広聴
    - ④ 議会運営委員会
    - ⑤ 特別委員会：予算・決算審査等
    - ⑥ 基本条例諮問会議
    - ⑦ 講演録
  - (4) 一般質問等答弁事項進捗状況調査
    - ① 追跡調査事項(平成26年度～)
  - (5) 会議・行事予定
  - (6) 議会だより(平成21年度No. 84号～)
  - (7) 議会用語集
  - (8) 関係例規集：基本条例・会議条例・運営基準等
  - (9) 行政視察の受入れ
  - (10) 監査委員例月出納検査報告書
    - ① 一般会計・特別会計、水道事業会計例月出納検査報告書
    - ② 定例監査結果報告書
  - (11) 議長交際費公表(翌月末日までに掲載)
- (町民と議員との懇談会(議会報告会)開催方針)

第8条 町民と議員の懇談会(議会報告会)の開催方針は、次のとおりとする。

- (1) 議会側の説明は、直近「議会だより」を中心に簡略にし、参加者から話を聞くことを重点とする。

(2) 懇談・意見交換の内容を整理し、議会だより・HP等に掲載、必要に応じ、町部局へ手交し、対応を町内会に報告する。

(町民と議員との懇談会(議会報告会)開催会場等)

第9条 町民と議員の懇談会(議会報告会)の開催会場は別表を基本とし、議員事務局の具体的な編成については都度調整する。

2 各会場での懇談会の運営については、三委員長(総務教育・経済福祉・議会運営)が進行する。

(議会白書編集方針)

第10条 議会白書の編集方針は、次のとおりとする。

(1) 町民に周知すべき、議会活動の基本的な資料・情報を全て発信する。

(2) 1年ごとに調整し、公表する。

(議会白書掲載事項)

第11条 議会白書の掲載事項の構成は、次のとおりとする。

◆ 目次

I 議会議員名簿(〇〇年4月1日現在)

II 開かれた議会づくりの足どり(平成11年度～平成21年度)

III 開かれた議会づくりの実践(平成22年度～〇〇年度)

1 取り組み内容

2 議会基本条例見直し検討による行動計画の実施状況

IV 〇〇年度分「議会・議員評価」の基礎資料

1 本会議の審議

(1) 定例に再開する会議 (2) 定例に再開する以外の会議

2 常任委員会等の活動

(1) 総務教育常任委員会 (2) 経済福祉常任委員会 (3) 特別委員会

(4) 広報・広聴常任委員会 (5) 議会運営委員会

3 議会の活性化度

(1) 一般質問者数 (2) 質疑者数 (3) 討議者数 (4) 討論者数

(5) 議会提案件数 (6) 文書質問 (7) 審査付託の件数 (8) 会議開催日数・時間

4 議会の公開度

(1) 会議の公開 (2) 審議記録の公開 (3) 審議前の会議資料の公開

(4) 議会経費の公開 (5) 視察報告の公開 (6) 全員協議会の公開

(7) 会議公開の充実

5 議会の報告度

(1) 議会だよりの発行 (2) 議会ホームページの運用 (3) 議会への各種報告

6 住民参加度

(1) 議会報告会の開催 (2) 参画者への対応と参加度 (3) 休日・夜間議会の開催等

7 議会の民主度

(1) 一般質問の改善(一問一答方式の導入、質問回数・時間制限規定の廃止) (2) 対面方式 (3) 一般質問の答弁書配布 (4) 議会における選挙(正副議長選挙等)

## 8 議会の監視度

- (1) 長との適正な関係の維持(議員の政治倫理に関する取り組みの経過)
- (2) 全員協議会の適切な運用 (3) 議会権能(けん制・批判・監視等)の適切な執行 (4) 一般質問等答弁事項の追加調査

## 9 議会の専門度

- (1) 所管事務調査の充実拡大 (2) 政策立案・審議能力の向上 (3) 議決権範囲の拡大

## 10 事務局の充実度

- (1) 議場等の整備充実 (2) 事務局の充実強化

## 11 適正な議会機能

- (1) 法規定以外の執行部附属機関への諮問委員就任廃止 (2) 適正な議会経費 (3) 議会の自主性強化(通年議会、議会基本条例見直し検討による行動計画) (4) 議会附属機関の設置(議会基本条例諮問会議) (5) 系統議長会の体制整備 (6) 条例の制定・改正

## 12 研修活動の充実強化

- (1) 研修の効率的な取り組み (2) 視察受入れ市町村等

### 資料1 議会による行政評価

- (1) 議会による行政評価(事務事業評価)

### 資料2 議会報告会

- (1) 開催要領(平成23年9月21日決定) (2) 懇談会結果

### 資料3 議会基本条例諮問会議の答申

### 資料4 政務活動費の活用状況

- (1) 政務活動費の使途基準 (2) 政務活動費の収支状況(〇〇年度分)
- (3) 政務活動の概要(議員別)

### 資料5 視察を受入れた市町村等の状況

- (1) 年度別視察受入れ等の状況

### 資料6 会議・行事等の出席状況

- (1) 本会議 (2) 特別委員会 (3) 議会運営委員会 (4) 総務教育常任委員会 (5) 経済福祉常任委員会 (6) 広報・広聴常任委員会 (7) 全員協議会 (8) 正副議長・正副委員長会議 (9) 渡島管内議会議員研修会 (10) 渡島西部広域事務組合議会 (11) 渡島廃棄物処理広域連合議会 (12) 渡島西部四町議会議員連絡協議会 (13) 各種行事 ① 学校関係 ② 議員会・林活関係 ③ 消防・自衛隊関係 ④ 町主催行事 ⑤ その他団体関係 ⑥ 行政視察等受入れ関係

### 資料7 議長・副議長の出張等

### 資料8 議会の評価・議員の自己評価の結果

- (1) 〇〇年度分の「議会評価」結果
- (2) 〇〇年度分の「議員の自己評価」結果
- (3) 〇〇年度の「議員活動の目標」(公約)

### 附 則

平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月15日議会要綱第2号)

公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表(第9条関係)

	班	町内会	会場	議員事務局・事務局
①	A	松浦・吉野	松浦・吉野町内会館	議員3・事務局2
	B	館崎1・2・3	吉岡総合センター	議員3・事務局1
	C	豊浜・宮歌	宮歌・豊浜町内会館	議員4・事務局1
②	A	吉岡1・2・3	吉岡総合センター	議員3・事務局2
	B	白符	白符ふれあいセンター	議員3・事務局1
	C	上町・本町・川原町	役場(機能回復室)	議員4・事務局1
③	A	日向1・2・3	日向生活館	議員3・事務局2
	B	吉田町・館古	役場(機能回復室)	議員3・事務局1
	C	月崎1	浜中母と子の家	議員4・事務局1
④	A	月崎2	月崎母と子の家	議員3・事務局2
	B	丸山団地	丸山地区会館	議員3・事務局1
	C	塩釜	塩釜生活館	議員4・事務局1
⑤	A	浦和・岩部	浦和生活館	議員3・事務局2
	B	緑町	緑町母と子の家	議員3・事務局1
	C	新栄町	新栄町集会所	議員4・事務局1
⑥	A	三岳1	三岳母と子の家	議員3・事務局2
	B	三岳2	三岳寿の家	議員3・事務局1
	C	千軒	千軒活性化センター	議員4・事務局1